

「フロン類充填量及び回収量等に関する報告書」に係る主な問合せ

【 環境省 「フロン排出抑制法のQ&A（第3版）」 より抜粋 】

No.	質 問	回 答
1	充填回収業者が、年度途中でフロン類を新規調達し、充填した場合、様式第3のどの欄に記入するのか。	様式第3の①⑨⑰「充填した量」に記入して下さい。
2	充填回収業者が、年度途中でフロン類を新規調達し、保管した場合、様式第3のどの欄に記入するのか。	新規調達したフロン類を充填せず、保管している場合には様式3には記入しません。
3	充填回収業者が、同一県内において、回収したフロン類を法第50条第1項の規定により自ら再生して充填した場合、様式第3のどの欄に記入するのか。	様式第3の①⑨⑰「充填した量」に記入するとともに、⑥⑭⑳「法第50条第1項の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」に記入して下さい。
4	充填回収業者がフロン類を回収し、法第50条のただし書きに基づく再生を行わず、他の機器に充填する場合、様式第3のどの欄に記入するのか。	左記の行為は認められていません。
5	前年度に回収したフロン類を当年度充填した場合、様式第3のどの欄に記入するのか。	様式第3の③⑪⑱「年度当初に保管していた量」に記入するとともに、⑥⑭⑳「法第50条第1項の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」に記入して下さい。

【広島県】

No.	質 問	回 答														
1	充填の「設置」と「設置以外」の違いは？	「設置」とは、機器を新たに設置した時に充填したフロン類で、「設置以外」とは、使用中の機器を修理・整備した時に充填したフロン類のことです。														
2	回収の「整備」と「廃棄」の違いは？	「整備」は、機器を修理・整備するために回収したフロン類のことで、「廃棄」は機器を廃棄するために回収したフロン類のことです。														
3	整備等で一度回収したフロン類を同一機器に再充填した場合の集計方法は？ 例 フロン類5kgを回収し、整備後 5kgのフロン類を再度充填	整備等でフロン類を回収した後、再度同一機器に充填した場合は、台数は集計しますが、充填量及び回収量は集計しません。 報告 【充填】「設置以外」の欄に 1台 0kg 【回収】「整備」の欄に 1台 0kg														
4	昨年度、充填・回収がなかった。提出しなくてよいか。	実績がゼロでも報告が必要です。 また、記載漏れと区別するために、必ずゼロ（0）を記入してください。														
5	回収したものではなく、故障した時の応急措置のため保管しているフロン類は、どのように報告したらよいか。	この報告書は回収したフロン類の処理状況について報告するものです。 回収したフロン類でなければ、報告は不要です。														
6	事業所が県内に何か所もある。それぞれの事務所の報告が必要か。	事業所ごとの報告ではないため、取りまとめて提出してください。														
7	小数第何位までを記入したらよいか。	小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで記入してください。														
8	「第49条第1号」に規定する者とはなにか。	第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として、知事の承認を受けたものです。 本県には次の6業者があります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>広島回収冷媒管理センター</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>福山回収冷媒管理センター</td> <td>福山市</td> </tr> <tr> <td>メキシケムジャパン(三原製造所)</td> <td>三原市</td> </tr> <tr> <td>技研サービス(中国営業所)</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>中野酸工株式会社</td> <td>三原市</td> </tr> <tr> <td>株式会社福山冷機</td> <td>福山市</td> </tr> <tr> <td>有限会社モスト</td> <td>広島市</td> </tr> </table>	広島回収冷媒管理センター	広島市	福山回収冷媒管理センター	福山市	メキシケムジャパン(三原製造所)	三原市	技研サービス(中国営業所)	広島市	中野酸工株式会社	三原市	株式会社福山冷機	福山市	有限会社モスト	広島市
広島回収冷媒管理センター	広島市															
福山回収冷媒管理センター	福山市															
メキシケムジャパン(三原製造所)	三原市															
技研サービス(中国営業所)	広島市															
中野酸工株式会社	三原市															
株式会社福山冷機	福山市															
有限会社モスト	広島市															
9	報告書に印字してある代表者又は住所が違う。二重線で訂正（印）すればよいか。	報告書は訂正して提出してください。また併せて「変更届」の提出が必要です。（既に変更届を提出されている場合は不要です。）														
10	郵送で提出する場合、提出部数が2部※となっているが、用紙は1枚しか送られていない。 ※広島県内に事業所がある事業者のみ、提出部数は2部です。	コピーして2部提出してください。														
11	「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」とはなにを記入すればよいか。	第一種特定製品廃棄等実施者は、廃棄する予定の第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合、第一種フロン類充填回収業者により、フロン類が充填されていないことの確認を受けなければなりません。この確認を行った台数を記入してください。														
12	廃棄等実施者からフロン類の回収依頼を受けた第一種特定製品に含まれていたフロン類を漏れなく回収し、フロン類がなくなったことを確認した。この台数を「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」に記入すればよいか。	違います、記入しないでください。No. 11の回答を参考にしてください。														

電子申請

1	電子申請のメリットは？	郵送する手間が省け、速やかに申請できます。 報告書に自動集計やチェック機能があるため、記入漏れや記入誤りが確認できます。 申請内容はいつでも何度でも確認することができます。 作成された報告書は、様式の変更がない限り、毎年、活用できます。（数字の修正だけでOK）
2	電子申請のやり方がよくわからない。	「フロン類報告電子申請マニュアル」を参照してください。 なお、不明な点については、広島県環境県民局環境保全課（082-513-2920）又は県の出先機関にお問合せください。

3	数字を間違えて申請してしまった。どうしたらよいか。	修正若しくは再度申請してください。 ※広島県が報告の受理処理を行うまでは修正で、受理後は再度申請していただくことになります。受理処理が行われたら、メールが届きます。
4	報告書をダウンロードせず、県から送付された報告書に記載し、PDF化して提出してもよいか。	エクセルでの報告にご協力ください。
5	電子申請の注意点は？	年度当初に保管していた量（③、⑪、⑲）について、県が送付する報告書に記載してある量と相違ないかどうか御確認ください。